

# 入札説明書

入札参加申請及び入札については、公告によるほか、この説明書により取り扱うものとする。

## 【共通する事項】

- 1 競争入札に付する事項  
別添入札公告の公募公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札参加者を公募する事項」に掲げるとおり
- 2 入札の方法  
この公告の業務は、入札参加を希望する者を募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する公募型指名競争入札である。
- 3 業務の仕様その他の明細  
別途貸与又は閲覧に供する設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）のとおり
- 4 設計書等の貸与及び閲覧
  - (1) 設計書等は、個別事項の表中「設計書等の貸与期間」に掲げる期間に、様式1「設計書等貸与申請書」を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所に提出した者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で行う。
  - (2) 前項の3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含まない。
  - (3) 愛媛県庁ホームページ（入札情報（物品・委託等））により閲覧に供する設計書等を閲覧する場合には、様式1「設計書等貸与申請書」の提出は不要である。
- 5 入札説明書についての質問
  - (1) 入札説明書についての質問は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間内に、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等（書留又は簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したものに限る。以下同じ。）により、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。なお、質問事項には入札参加申請者名が特定できる内容を記載しないこと。
  - (2) 入札説明書についての質問に対する回答は、愛媛県庁ホームページ（入札情報（物品・委託等））に掲載することにより行う。

## 【入札参加申請（公募）に関する事項】

- 6 入札参加者の選定の方法  
別添公告の公募公告共通事項（以下「共通事項」という。）の2(5)に掲げるとおり  
なお、入札参加者を選定した時は、書面により、全ての入札参加者に指名通知を行い、入札参加者として選定されなかった者に対しても、その旨通知を行う。
- 7 入札参加申請時に提出する資料
  - (1) 入札参加申請時に提出する資料は次のとおりとする。
    - ア 事業協同組合（以下「組合」という。）の場合
      - ① 入札参加申請書（別紙1A）

② 入札参加資格確認資料（別紙２）（記載事項を証する書類を含む）

イ 共同企業体の場合

① 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別紙１Ｂ）

② 共同企業体協定書の写し（別紙１Ｂ－１）

③ 入札参加資格確認資料（別紙２）（記載事項を証する書類を含む）

(2) 入札参加資格確認資料（別紙２）の記載事項を証する書類は次のとおりとする。

ア 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

8 その他入札参加申請に必要な事項

(1) 組合及び共同企業体に共通する事項

ア 入札に参加しようとする者との資本関係又は人的関係に係る参加制限

共通事項の１(1)カ及び１(2)イ③に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする他の者（共同企業体の構成員である場合を含む。）との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者の入札参加資格は認めない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

a) 親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 組織関係

組合と当該組合の組合員を構成員とする共同企業体の関係にある場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①から③と同視しうる資本関係、人的関係又は組織関係があると認められる場合

(2) 共同企業体のみに関する事項

ア 共同企業体の結成

① 共同企業体は、共通事項の１(2)アに掲げる構成員数により、かつ、共通事項の１(2)イに掲げる要件を全て満たす者の組み合わせにより、任意かつ自主的に結成すること。

② 共同企業体の結成に当たっては、共同企業体協定書モデル案（別紙１Ｂ－１）を参考にすること。

- ③ 共同企業体が行う業務の入札、委託契約の締結、委託契約に基づく行為については、共同企業体代表者の代表取締役が行うこととする（支店長等の代理人との契約は行わない。）。

## **【入札に関する事項】**

### 9 入札保証金に関する事項

共通事項の7(1)アに掲げるとおり、共通事項の2(5)に掲げる入札参加者選定の結果、入札参加者として選定された者については入札保証金の納付を免除する。

### 10 落札者の決定の方法

共通事項の6に掲げるとおり

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して落札者を通知し、契約締結後、ホームページにおいて入札結果を公表する。

### 11 入札等に関する事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式2による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式3の内容を具備した自社様式でも可とする。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札書の提出場所は、個別事項の表中「開札場所」のとおり。
- (6) 入札書の提出日時は、個別事項の表中「入札日時」のとおり。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (14) 入札金額は、当該業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

- (15) 入札参加者又はその代理人は、委託料の部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (17) 開札の日時及び開札の場所は個別事項の表中「開札日時・場所」のとおり。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(18)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (22) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (24) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

## 12 その他入札に必要な事項

### (1) 契約保証金

共通事項の7(1)イに掲げるとおり。

### (2) 契約書

この業務の委託契約に使用する業務委託契約書は、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所で閲覧に供する。

### (3) 支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり

### (4) その他

ア 落札決定後、委託契約の締結までの間に、落札者（共同企業体の場合は全ての構成員）が共通事項の1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは落札者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

ウ 本説明書の別紙及び様式については、愛媛県庁ホームページ（入札情報（物品・委託等））に掲載する。